

# 社会福祉法人ようりん福社会役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員ならびに評議員の報酬等について必要なことを定める。

(報酬の額)

第2条 基本的に、その職務に当たった場合においても無報酬とする。

(その他)

第3条 以上で定めるもののほか、必要な事項は評議員会の決議を得て決定する。

附則

この規程は、平成29年6月25日から施行する。